

事務連絡
令和4年7月19日

関係団体 御中

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部物資班

医療用手袋の備蓄品の再売却に係る公募の実施について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用物資のうち非滅菌手袋の国備蓄品の売却については、国において一般競争入札により実施する旨、令和4年5月31日付け事務連絡によりご連絡したところですが、今般、一般競争入札において不落（売れ残り）となった製品について、売却数量を小口化した上で再度売却に付する売却公募を、下記により実施することといたしました。今回、売却数量を小口化することで、販売業者（卸業者）等において、先般の一般競争入札で設定された売却単位ごとの売却数量では購入希望数量を上回るため応札を見送った場合などでも、購入希望口数（数量）により売却公募に応募することを可能にするものとしております。

貴団体におかれましては、下記再売却の具体的な内容、趣旨等についてご了知いただくとともに、貴団体所属の各会員、構成員等に周知をいただきますようお願い申し上げます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 備蓄品売却の趣旨等

医療用物資については、令和2年3月以降、医療現場で需給が逼迫したため、国として調達し、都道府県を通じて医療機関に無償で配布を実施。医療用物資が不足する緊急事態において医療体制を確保し、医療従事者・国民の生命健康を守る役割を担ってきた。

国の医療用物資の備蓄は、輸入途絶や需給逼迫の再発に備え、医療従事者・国民の生命健康を守るため、医療機関、生産・輸入業者、販売業者（卸業者）といった全ての関係者や国民にとっての公的基盤として、今後も必要なものと考えている。

このため、今後においても国として継続的に備蓄を確保するため、新たな調達を行っていくとともに、備蓄の入替えとして売却放出を実施する。国の医療用物資の備蓄のうち、使用期限切れまで1年程度の製品等を対象に売却を実施して、その有効活用を図っていくものであり、今回の非滅菌手袋の再売却の実施も、このような備蓄制度の円滑な

運営に寄与するものである。

2 今般の非滅菌手袋の備蓄品再売却の具体的な内容

① 再売却実施の枠組み

非滅菌手袋の国備蓄品の売却については、一般競争入札の仕組みにより、本年 5 月 30 日に厚生労働省において入札公告を行い、同年 7 月に開札・落札者決定をしたが、この一般競争入札で不落（売れ残り）となった製品について、売却数量を小口化した上で再度売却に付する売却公募を実施する。売却数量を小口化することで、販売業者（卸業者）等において、先般の一般競争入札で設定された売却単位ごとの売却数量では購入希望数量を上回るため応札を見送った場合などでも、購入希望口数（数量）により売却公募に応募することを可能にするものとしている。

今回、再度売却に付された非滅菌手袋の国備蓄品を国から購入する場合、国の売却公募の手続に参加していただく必要があり、応募書類の提出期限は本年 8 月 4 日となっている。応募の具体的な手續等については、厚生労働省ホームページの調達情報（https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-oth-kikakukoubo/newpage_04886.html）に掲載する公募公示（医療用手袋売払契約）及び公募要領を参照していただきたい。公募要領は、公募公示（医療用手袋売払契約）において、閲覧することができる。なお、応募には、競争参加資格として、「物品の買受」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要がある。

ア 売却製品

使用期限切れまで 1 年又は 2 年程度の製品（21 製品）を、売却対象に再選定。ただし、売却の一般競争入札で落札された数量分を除く。

製品リスト及びカタログについては、別紙資料及び公募要領別添資料を参照していただきたい。

イ 売却数量

合計で約 6800 万双

ウ 売却方式

型式、サイズ、使用期限、保管場所、数量等により 21 製品を 348 単位に区分し、区分単位ごとに売却の公募を実施。各公募単位ごとに、原則 6 万双を 1 口として、買受を希望する口数及び 1 双当たり購入単価により応募を受け付ける（ただし、当該公募単位の売却数量が 6 万双未満の場合は、その公募単位の数量をもって 1 口とする）。

当該公募単位の買受希望者が複数の場合は、購入単価が高い応募者から順にその希望口数（希望数量）で売払いを行うものとし、売払いの累積数量が当該公募単位の売却数量に達するまで売払いを行う。売払いの累積数量が当該公募単位の売却数量に達した場合は、当該売却数量に達した際の購入単価以下で応募した者とは売買契約が成立しない場合がある。

今回の非滅菌手袋の備蓄品の再売却に係る公募においては、国から直接購入する（応

募する) のは競争参加資格を有する事業者(販売業者等)と想定しているが、医療機関等が競争参加資格を有し、国備蓄品の売却公募に応募する場合は、国から直接購入することができる。

② 再売却実施のスケジュール(予定)

7月15日 売却の一般競争入札で不落(売れ残り)となった製品について、再度売却に付する売却公募の公示を開始

8月4日 売却公募の応募書類の提出期限

8月上旬 採択者(買受人)決定

9月以降 売却製品の国からの買受人(販売業者等)による引き取りを開始。その後、その売却製品を買受人が医療機関等に販売し、納品することを想定。

(注) 売却製品は、売却公募での採択者(買受人)が、原則、その負担で国の保管場所から引き取りを行うこととしており、また、売却公募では、引き取り費用の分、価格を引き下げて売却する(製品価格から引き取り費用を控除して算出した1双当たり購入単価の金額で購入価格の競争を行って、売却する)。なお、一部の指定する製品については、国からその負担で、売却公募での買受人に配達を行う。